

港湾EDI

港湾EDIシステムとは

港湾関連手続においては、入港前、入港時、移動時(前)、出港時(前)それぞれの段階において求められる手続が存在するなど、多種多様な手続が必要です。

港湾EDIシステムとは、入出港届や係留施設使用届等の港湾関連の申請や届出等の行政手続を電子的に処理するため、国土交通省港湾局が中心となって、港湾管理者・海上保安庁等と協力して平成11年10月に開発したシステムです。

港湾EDIシステム開発前までは、船会社、船舶代理店等では、複数の行政機関毎に類似書類作成が必要で、さらに紙・FAXで別々の窓口へ資料の提出が求められる等多くの労力が生じていました。港湾EDIシステム

による手続開始後は、一度の入力・送信で複数の行政機関に対して同時に手続を行うことが可能となり、またインターネットからいつでもどこでも申請が可能になったことによって、業務の大幅な簡素化に繋がりました。

港湾EDIシステムの更なる発展

平成15年7月、港湾EDIシステムとNACCS(税関手続)、入国管理手続システム(乗員上陸許可システム)を相互接続し、1回の入力・送信で港湾関連手続が完了するシングルウィンドウ化が実現しました。

更に、平成20年10月には、港湾EDIシステムをNACCSに統合し、関係6府省7システムの統一電子申請で全ての手続が行えるようになりました。

平成25年10月には、FAINS(食品衛生)、PQ-NETWORK(植物検疫)、ANIPAS(動物検疫)の各種システムをNACCSへ統合し、関係省庁システムの一元化が実現しました。

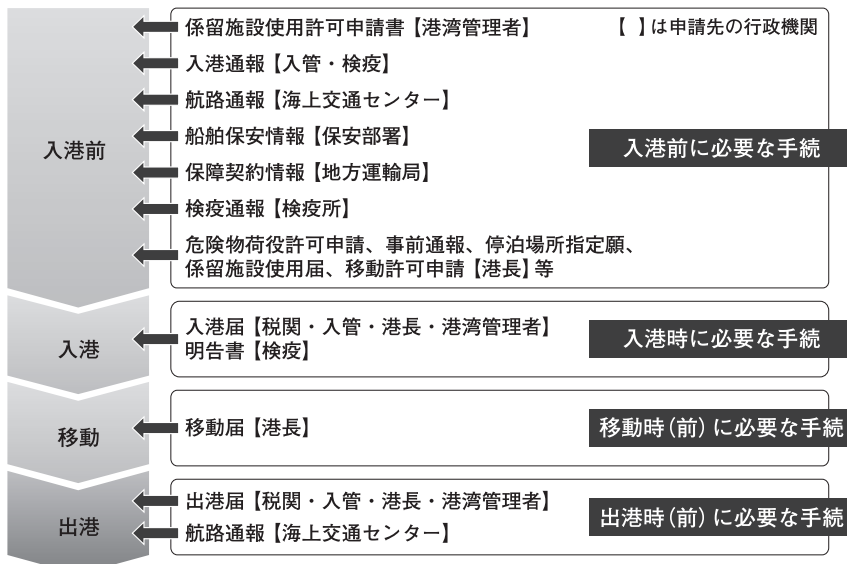


図1 船会社からみた日本の港湾関連手続の流れ (主な流れのみ抜粋)

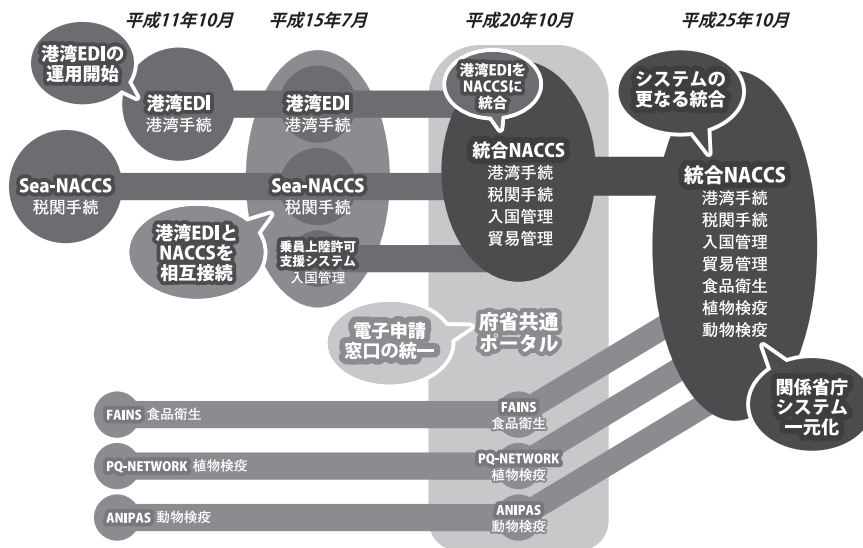


図2 港湾関連手続の電子化・簡素化の取り組み経緯

港湾EDIシステムの海外展開

世界の港湾においても港湾関連手続の簡素化が進みつつあり、近年では手続様式の統一化から電子化へ重点が移りつつあります。また、国際会議(IMO/FAL委員会)においても各国における港湾関連手続の電子化促進の議論が進められています。しかし、ASEAN諸国では制度や技術に関する知見が十分でないため、港湾関連手続の電子化が進んでいない国が多数あります。そこで、ASEAN地域の未導入国を対象に、我が国の港湾EDIシステムの経験やノウハウを活用して、普及促進を図っており、現在、ミャンマーにおいて港湾EDIシステムの導入プロジェクトが進められています。

※EDI: Electronic Data Interchange